

## 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例の一部改正について

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例の一部を改正する条例  
静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例（平成29年静岡市条例第54号）  
の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第10条」を「第8条第1項」に改める。

第5条を次のように改める。

（利用料金）

第5条 ステーションの施設のうち更衣室を利用しようとする者は、第8条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第10条に次の4項を加え、同条を第8条とし、第11条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

2 市長は、指定管理者にステーションの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表中「第5条関係」を「第8条関係」に、「使用料」を「利用料金の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例（以下「新条例」という。）第5条及び別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して当該施設を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第8条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。